

兵庫県公報

平成28年6月3日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（児童課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（規則第35号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正により、保証人を立てない場合における母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの利率が改定されたことに伴い、当該貸付けに係る借用書の利率の記載を改めることとした。

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第35号

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則（昭和57年兵庫県規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第18号（表）の部及び様式第19号（表）の部中「年 1.5パーセント」を「年 パーセント」に、「あて」を「宛て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。